

学校の働き方改革に関する基本方針

令和2年4月

二宮町教育委員会

1 基本方針策定の趣旨

平成31年1月に国では「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定し、各市町教育委員会において上限規制の取扱いを定め、適正に運用されることが求められた。

神奈川県においても、令和元年10月に「神奈川県の教員の働き方改革に関する指針」を策定し、指針を基に学校に課されている負担を軽減し、総合的な取組を実施していくことを掲げている。

また、令和元年12月4日、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の一部を改正する法律が可決、成立し、ガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げすることとなった。

これらを受け、二宮町教育委員会（以下「町教委」）においても、全ての教員が持てる力を最大限発揮し、教員の多忙化解消・負担軽減を進めるために、国、県、町と並行して学校の働き方改革に向けた基本方針を策定する。

今後は、この基本方針に基づいて学校の働き方改革のための取り組みを継続的に推進し、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、学校教育発展の糧となるよう計画的かつ実践的に取り組んでいく。

2 めざす勤務時間の上限と目安時間

教員の勤務時間については、ガイドラインにおいて、服務監督権者である教育委員会は、同ガイドラインを参考にしながら所管内の公立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされたことから、町教委は、町立学校の教員の勤務時間の上限について定め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように、業務の削減や勤務環境の整備を進める。町立学校は、教職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように努力しなければならない。

(1) 上限の目安時間

- (ア) 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- (イ) 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにすること。

(2) 特例的な扱い

- (ア) 目安時間を原則とし児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1年間の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにする。この場合において、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- (イ) 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例で定めた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が80時間を超えないようにすること。

(3) 実効性の担保

- (ア) 町教委は、町立学校での実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を推進する。特に、勤務時間の上限の目安時間を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について、学校長に事後的にな検証を求め、必要な指導・助言を行う。
- (イ) 町教委は、教職員の勤務時間等について県教委及び二宮町と認識を共有し、連携を強化する。
- (ウ) 町教委は、「学校における働き方改革」について社会全体が内容を理解できるよう、教育関係者、保護者及び地域住民等に対して町及び各学校のホームページ等を活用し広く周知を推進する。

3 取組の柱

長時間勤務改善に向け、次の3つの視点を柱とする。

① 教員の担うべき業務に専念できる環境の整備と支援体制の強化

教員が担っている従来の業務を見直し、教員の行うべき業務、専門スタッフや事務職員等と連携・分担する業務、地域の協力を積極的に得ながら行う業務、精選する業務を明確にしながら、必要な体制の強化を図る。

また、勤務実態調査から教員の長時間勤務の実態が明らかとなり、国の働き方改革と共に、家庭や地域等の教育関係者が教員という仕事の特性と勤務実態を共有し合いながら、それぞれの立場で取組を推進し、その効果が児童生徒に行き渡るようにする。

② 部活動にかかわる負担の軽減

部活動は、生徒がスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動であるため、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮した運営の工夫を図り、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する。

③ 勤務時間を意識した働き方の推進

教員の働き方においてワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できるような取組を行う。

4 取組内容

取組① 教員の担うべき業務に専念できる環境の整備と支援体制の強化

(1) 教育相談・支援体制の充実

町教委は、町立学校に対して、心理教育相談員やスクールソーシャルワーカーを適正に配置し、児童・生徒や保護者からの様々な悩み、相談への早期対応を行うことのできる環境整備を図る。

(2) 支援教育補助員の適正配置

町教委は、学級数の増加等に応じて支援教育補助員を増員することにより、児童・生徒の基本的な生活習慣や学力の基礎、基本の定着などサポートの充実を図る。

(3) スクール・サポート・スタッフの任用・派遣

町教委は、資料の印刷・配布、提出物等の整理、集金業務補助などの事務作業や学校行事の運営を手伝うサポートスタッフの配置を検討し、任用・派遣を図る。

(4) 学校ICT化の推進

町教委は、令和2年度に児童・生徒用タブレット端末を全校に配置し、効果的、効率的でわかりやすい授業展開と教材の共有化、事務処理の効率化を図る。

(5) 校務支援システムの導入

町教委は、成績処理などを行う教務支援システムやメール機能などを有するグループウェアを備えた校務支援システムを令和2年度に導入し、事務処理の効率化を図る。

(6) 給食費の徴収・管理業務の負担軽減及び公会計化の検討

町教委は、学校給食費や修学旅行等の学校徴収金の公会計化、一元管理について検討を進める。

(7) 教員定数の増員に係る国・県への要望

町教委は、必要な教員を確保するため、教職員定数の改善について国・県に要望する。

(8) コミュニティ・スクールの更なる推進

町教委及び町立学校は、令和元年度に全ての学校においてコミュニティ・スクールが導入されたことから、保護者、地域と連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進めていく。

取組② 部活動にかかわる負担の軽減

町教委は、令和元年10月に策定した二宮町立学校に係る部活動の方針に則り、適切な休養日や活動時間を設定する。（以下、二宮町立学校に係る部活動の方針より抜粋）

（1）部活動における休養日及び活動時間について

- ア 学期中は、原則として週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- イ 夏季休業、冬季休業等の長期の休業（以下、「長期休業」という。）中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、最長で平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、部活動の準備や後片付け、登下校や活動場所までの移動時間等は生徒の活動時間には含まないが、その指導については、部活動顧問が責任を持って行い、生徒の安全管理及び教員の長時間勤務等に配慮することとする。なお、練習試合等でやむを得ず終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮の上、休養時間を適切に設定し、無理のないように活動する。
- エ 朝の活動については、生徒の健康・安全管理や、教職員の多忙化を解消し職務全般のバランスをとる観点から、実施の意義や効果・方法等を常に検証し、例えば「大会直前の限られた期間のみ行う」「休養期間中は行わない」「専門性を持った地域の人材等を活用して取組む」「朝の活動時間も1日の活動時間に含める」等の工夫・改善に努めながら実施するものとする。

（2）各部活動の休養日について

校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

（3）休養日等の設定について

上記基準のほか、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間等、部活動共通、学校全体等の休養日を設け、週間・月間・年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

（4）部活動外部指導員の検討

町教委は、部活動外部指導員の導入について検討を進める。

取組③ 勤務時間を意識した働き方の推進

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、啓発する。

(2) 年次休暇の積極的取得の推進及び長期休業期間中の「学校閉庁日」の設定

町教委は、年次休暇の取得日数を15日以上（県基準）取得するように呼びかけていくとともに、町立学校職員が休暇を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。学校閉庁日は、夏季休業期間において試行的に実施しているが、令和2年度以降においても継続的に実施するとともに、年末年始休業期間の学校閉庁日について検討を行っていく。

(3) 閉庁時間における電話対応

町立学校は、授業がある日の午後5時以降、留守番電話を設定する。

(4) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

ア 町教委は、町立学校における勤務時間の管理について、令和元年度より実施しているタイムカード（デスクネッツ）による勤怠管理を含め、具体的かつ効率的な方法を検討し、勤務時間を客観的に把握できるシステムを構築するように努める。

イ 町立学校は、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

(5) メンタルヘルス対策の推進

町教委は、町立学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施する。また、業務内容や業務量、サービスなどについて、教員が不安に感じていることなど、相談しやすい雰囲気づくりの促進を図る。

(6) 労働安全衛生の推進

町教委は、前号のストレスチェックの結果を町立学校教職員安全衛生推進連絡会（以下「連絡会」という。）に報告するとともに、教職員健康管理指導医との連携により、学校への適切な指導・助言に努める。また、連絡会については、より有機的に機能するように検討を進める。

(7) 行事、研修、会議等の効率的・効果的な運用

町教委及び町立学校は、既存の行事等の統廃合による見直し、集合研修の工夫、会議の回数縮減、資料の事前配布、終了時刻設定予告による効率的な会議運営を推進していく。